

「環境法規制等順守チェックリスト」は、(社)日本建設業団体連合会 環境委員会 環境マネジメントワーキンググループにて"作業所における主な届出を含む環境法規制等順守事項の特定と実施状況確認"をねらいとして検討・監修の上、(株)富士経済 環境法令室との協議により当HP上において無料で公開しております。

全国ベース版

環境法規制等順守 チェックリスト

作成日	平成18年6月1日	作成
最新改訂	平成19年10月31日	改訂

(株)富士経済

改訂履歴】

- 作成日： 平成18年6月1日 （以下、最新改訂は太赤字アンダーライン付です。）
- 第1回改訂 平成18年9月1日 : 石綿規制等改訂
- 第2回改訂 平成18年11月22日 : 条例上乘せ規定有無明示等
- 第3回改訂 平成19年4月12日 : フロン類回収のための「行程管理制度」の追記と訂正
- 第4回改訂 平成19年6月15日 : 「自動車排出ガスト措法改正」による「特定建物」の届出の追記
尚、「環境配慮契約法」（H19年5月23日法律56号）は、政省令等の公布後に 検討のうえ記載予定
- 第5回改訂 平成19年10月31日 ：「自動車排出ガスト措法改正」による「特定建物」の届出の追記
「リース業及びパレット関連の木くず」を産業廃棄物として法対象追加

【環境法規制等順守 チェックリスト】

作業所における適用可能な法的及びその他の要求事項のうち、主な届出や関係者への提出義務のある事項及び順守しなければならない事項に関するチェックリストです。

特定日： 平成18年6月1日
改訂日： **平成19年10月31日**

確認者

--	--	--

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
廃棄物処理・リサイクル										
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など 「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」 「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）	○	委託基準 1. 委託先の許可確認		・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認			
				○	委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存		・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等）			
				○	マニフェストの交付 1. 交付義務		・適合マニフェストを使用			
				○	・マニフェストの交付 2. 回収・照合（発行後B2、D票90日E票180日以内） 3. 保管(5年間) ・未回収戻り票の報告 ・ 「交付状況報告」（平成19年度実績、平成20年6月30日までに）		・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・措置内容等報告書（知事への報告）			
廃棄物の処理	廃棄物	現場保管又は仮置場	○	野外焼却の禁止						
			○	積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生に対する養生、保管場所の掲示板設置						
汚泥の脱水施設、乾燥施設（10m3/日以上）	汚泥の脱水施設、乾燥施設	自治体指定施設に技術管理者配置必要等条例上乘せ基準有り	○	・知事の許可 ・技術管理者の設置		・施設許可の提出確認（規則様式第18号） 【技術管理者：				

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
	特別管理産業廃棄物管理責任者、排出事業所、排出報告の届出	特別管理産業廃棄物 (特に飛散性石綿系解体： 廃石綿等)	自治体により上乘せ基準	○	知事・市長へ届出 (届出期間、様式は条例等規定)		事業所設置届出 特管物管理者届出 【特管物管理責任者： 】 特管物排出報告書			
労働安全衛生法	解体・改修工事に伴う「石綿等」の除去作業 (石綿障害予防規則)	石綿等の除去作業 (封じ込め、囲い込み作業含む)	「石綿等(石綿及び重量比0.1%超含有物)使用建築物等」の解体作業	○	・作業開始前14日前までに労働基準監督署に建築工事計画届を提出		作業計画 【作業主任者： 】 測定記録			
	廃棄物焼却炉、集塵機等の設備の解体等の作業	焼却施設の解体作業	「廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/hに限る)」の解体作業	○	・作業主任者の選定 ・作業環境測定(6ヶ月以内ごとに1回)健康診断(6ヶ月以内ごとに1回)等 ・記録の保存(40年間)		作業計画 【作業主任者： 】 測定記録			
リサイクル法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	リサイクル法：土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	○	・発生抑制(施工方法、資材選択) ・再利用、再生利用、再資源化努力					
再生資源利用省令	解体工事、土工事、外構工事	指定副産物：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の利用	【再生資源利用計画の作成】 ・体積が1000m ³ 以上である土砂 ・重量が500tである砕石 ・重量が200t以上である加熱アスファルト混合物	○	指定建設資材と再生資源の利用量の把握等による計画の作成と実施記録の保存(1年間)					

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
指定副産物利用促進省令	解体工事、土工事、外構工事型枠工事、木工事	指定副産物：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の利用	【再生資源利用促進計画の作成】 ・体積が1000m ³ 以上である建設発生土 ・重量が200t以上であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	○	指定副産物に係る搬出量と再資源化施設への搬出量等計画の作成					
建設リサイクル法	・解体工事-80m ² 以上・新築・増築工事-500m ² 以上・修繕・模様替工事-1億円以上・その他の工作物に関する工事（土工事等）-500万円以上	新築工事及び解体改修工事	【特定建設資材】・コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む）、木材、アスファルトコンクリート	○	・発注者への書面による計画等説明・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用		・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書（条例規定）			
容器包装リサイクル法	建設工事全般	一般廃棄物	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする。	○	市町村が定めた分別の基準に従い容器包装廃棄物も適正に分別排出する					
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは詰所の家電が対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】・テレビ、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機	○	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する		領収証			
廃PCB処理法	廃PCBの保管及び処理	改修工事、解体工事	PCB廃棄物	○	毎年度6/30までに保管・処理の状況を届出（事業者）		保管等の届出（規則様式第1号）			
（地方条例を入れる）										

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
< 同意するその他の要求事項 >										
建設廃棄物処理マニュアル	産業廃棄物の処理、委託	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、金属くず、ガラスくず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	○	マニフェストに基づく適正処理の実施		収集運搬業者、処分業者の許可証確認、中間処理場、最終処分場の確認			
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物が発生する建設工事	建設副産物が発生する建設工事	建設発生土建設廃棄物	○	・発注者との連絡調整・管理及び施工体制の整備・協力業者の指導等 ・「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成・実施状況の記録を1年間保管		「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成・実施状況の記録			
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等	建設汚泥が発生する作業	建設汚泥	建設汚泥を建設資材として利用する場合土壌の汚染に係る環境基準に適合しないものは、適用範囲外	○	利用にあたって、適切な調査・設計・施工及び管理を行うための結果を確認し、記録を保管		「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」 「建設汚泥再生利用計画書」 「建設汚泥リサイクル伝票」 「建設汚泥再資源化等実績書」			
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	解体・改修工事に伴う石綿等の除去作業等	建築物の解体等の石綿飛散防止	大気汚染防止法に定める「特定建築材料(石綿等)」使用の建築物、工作物	○	排出の抑制に努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力					

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
大 気 汚 染										
大気汚染防止法	廃棄物焼却炉による建設廃棄物の焼却	ばい煙発生施設 (設置期間30日以上)	廃棄物焼却炉 (2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上)	○	・知事又は政令市長へ60日前までに届け出 ・いおう酸化物、有害物質の排出基準		届出書(規則様式第1、但し条例等上乗せ規定有り) 監視測定記録			
	土砂の堆積場及び右記の施設を設置する作業(密閉型は除く)	一般粉じん発生施設 (設置期間30日以上)	土砂の堆積場:1000㎡以上、ベルトコンベア及びバケットコンベア:ベルトの幅75cm以上又は、バケット容量0.03m³以上、破碎機、摩砕機:定格出力75kw以上、ふるい:定格出力15kw以上	○	設置前に知事への届け出		届出書(規則様式第3、但し条例等上乗せ規定有り)			
	解体・改修工事に伴う「特定建築材料(石綿等)」の除去作業	特定粉じん等排出作業	「吹付け石綿及び石綿含有の断熱材、保温材、耐火被覆材」使用建築物及び工作物	○	・作業開始14日前までに知事に計画書を提出 ・作業基準(則16条の4)		計画書(規則様式第3の4、但し条例等上乗せ規定有り)			
自動車排出ガス特措法	特定建物の新設	自動車需要を大きく生じさせる用途(「特定用途」劇場・ホテル・店舗・事務所・工場等)で一定規模以上のもの	「窒素酸化物重点対策地区」 「粒子状物質重点対策地区」	○	都道府県知事に届出 (平成20年1月1日施行)		届出書(規則様式第1) 当規定自体は施主に対する規定であるが、施工段階における部材搬入等において対策措置を講ずる			
	マイクロバス、貨物車、クレーン車、コンクリートミキサー車など	協力会社の持ち込み車両など	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の一部(特定地域)	○	持ち込み車両が窒素酸化物の排出基準に適合していること		・自動車検査証確認記録			
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針			指定地域における削減努力	○	自動車使用の合理化および効率化、運転者への教育、輸送手段改善 アイトリガストップの励行					

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実 施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確 認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
オフロード法	ブルドーザ、クローラクレーン、くい打ち機、タワークレーン、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など			・適合証明 ・平成18年4月施行前販売証明					
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等	特定物質（CFC等）を使用する設備からの排出抑制		○	専門業者による回収・破壊		・特定物質使用設備の有無確認記録			
フロン回収破壊法	解体工事（改修工事）	冷媒用フロンの回収・破壊の措置	エアコン、冷蔵・冷凍機器（ショーケース、自販機、冷水器等々含む）	○	・解体前に設置有無を確認、発注者に書面説明 ・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の受理と写しの保存及びフロン回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存（3年間） （平成19年10月1日施行）		「事前確認書」（交付年月日・元請業者名等・発注者名等・機器設置有無の確認結果）			
建築基準法	内装仕上げ・換気設備及び天井裏等の工事	内装工事、空調設備工事	クロルピリホス、ホルムアルデヒド、石綿含有建材	○	・石綿含有建材の使用禁止 ・カビ・リム添加建材の使用禁止 ・ホルムアルデヒドに関する規制 内装仕上げの規制 換気設備の義務付 天井裏等の制限					
ダイオキシン特措法	ダイオキシン類の排出及び処分	改修工事、解体工事	【特定施設】廃棄物焼却炉等	○	排出基準の遵守		（条例による解体工事計画書等の届出規定有り）			
（地方条例を入れる）										

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認		
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日				
その他関連法令										
消防法 (危政令)	少量危険物の取扱い	少量危険物の貯蔵・取扱の基準	指定数量とは、 第1石油類 ガソリン等： 200L アルコール類：400L 第2石油類 灯油、軽油等： 1000L 第3石油類 重油等2000L 第4石油類 シンガ-油等6000L	○	市町村条例（火災予防条例）で定める。 （準則）指定数量の1/5以上、指定数量未満の場合、あらかじめ消防長（消防署長）に届け出		・少量危険物の貯蔵・取扱管理記録			
	アセチレンガス等の取扱い	圧縮アセチレンガス等の貯蔵 又は取扱いの届け出	圧縮アセチレンガス： 40kg以上、生石灰： 500kg以上他	○	あらかじめ、所轄消防長又は消防署長に届け出					
	火気の使用	火気の使用に関する規制	電気・ガスによる溶接、溶断作業 アスファルト等の溶解作業	○	市町村条例（火災予防条例）で定める。					
	指定可燃物の取扱い	指定可燃物の貯蔵・取扱の基準	木材加工品及び木くず： 10m ³ 以上等	○	市町村条例（火災予防条例）で定める。（準則）指定数量の5倍以上の場合、あらかじめ消防長（消防署長）		指定可燃物の貯蔵・取扱時の管理			
電波法	特定小電力無線機の使用	特定小電力無線局、1mW陸上移動局を使用する場合の技術適合証明および免許等		○						
環境影響評価法	環境影響評価	環境アセスメントが適用された工事	道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立・干拓、土地区画整理、新住宅市街地開発、工業団地造成、新都市基盤整備、流通団地造成、土地造成工事で、環境影響評価法対象事業	○	環境影響評価書に基づく計画書に従い実施					
高圧ガス保安法	高圧ガスボンベ使用	溶接又は熱切断用高圧ガスの保安基準等	内容積2ℓ以下ボンベやコンプレッサー内ボンベ等は除く	○	危険時の措置と届出					

環境法規制等の名称/略称	規制内容			適用	実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認	
	届出、作業等	適用範囲	適用条件		手続き・順守事項	実施日			
< 同意するその他の要求事項 >									
建設工事公衆災害 防止対策要綱 (建築)	掘削工事、山留工事、 地盤改良工事、地下工事	【地盤沈下】市街地などの、事故が発生した場合、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある区域		○	付近居住者等への周知・埋設物の確認、土留工の管理・排水処理、杭鋼矢板の引抜き埋戻し時の地盤沈下防止の処置 掘削土排出時の塵芥・騒音防止の措置				
	仮設構造物、クレーン等の設置(完成物としての建築物による障害は、対象外)	【電波障害】建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域		○	受信障害除去対策を講ずる場合は、法に基づく届出や申請、並びにNHKへの届出等が必要				
	工事全般、解体工事	【粉塵対策】建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域		○					
学校環境衛生の基準	学校の新築・改築・改修工事	全ての学校	【測定項目】 (必須) ホルムアルデヒド、トルエン (任意) キシレン、パラジクロロベンゼン、イソペンゼン、スチレン	○	・ホルムアルデヒド 100 μg/m ³ 以下 ・トルエン 260 μg/m ³ 以下 ・キシレン 870 μg/m ³ 以下 ・パラジクロロベンゼン 240 μg/m ³ 以下 ・イソペンゼン 3800 μg/m ³ 以下 ・スチレン 220 μg/m ³ 以下		・測定の事前確認(着工時) ・建設資材の選別確認(特に接着剤等) ・換気の励行 ・「日本住宅性能表示基準・空気環境」参考		

